

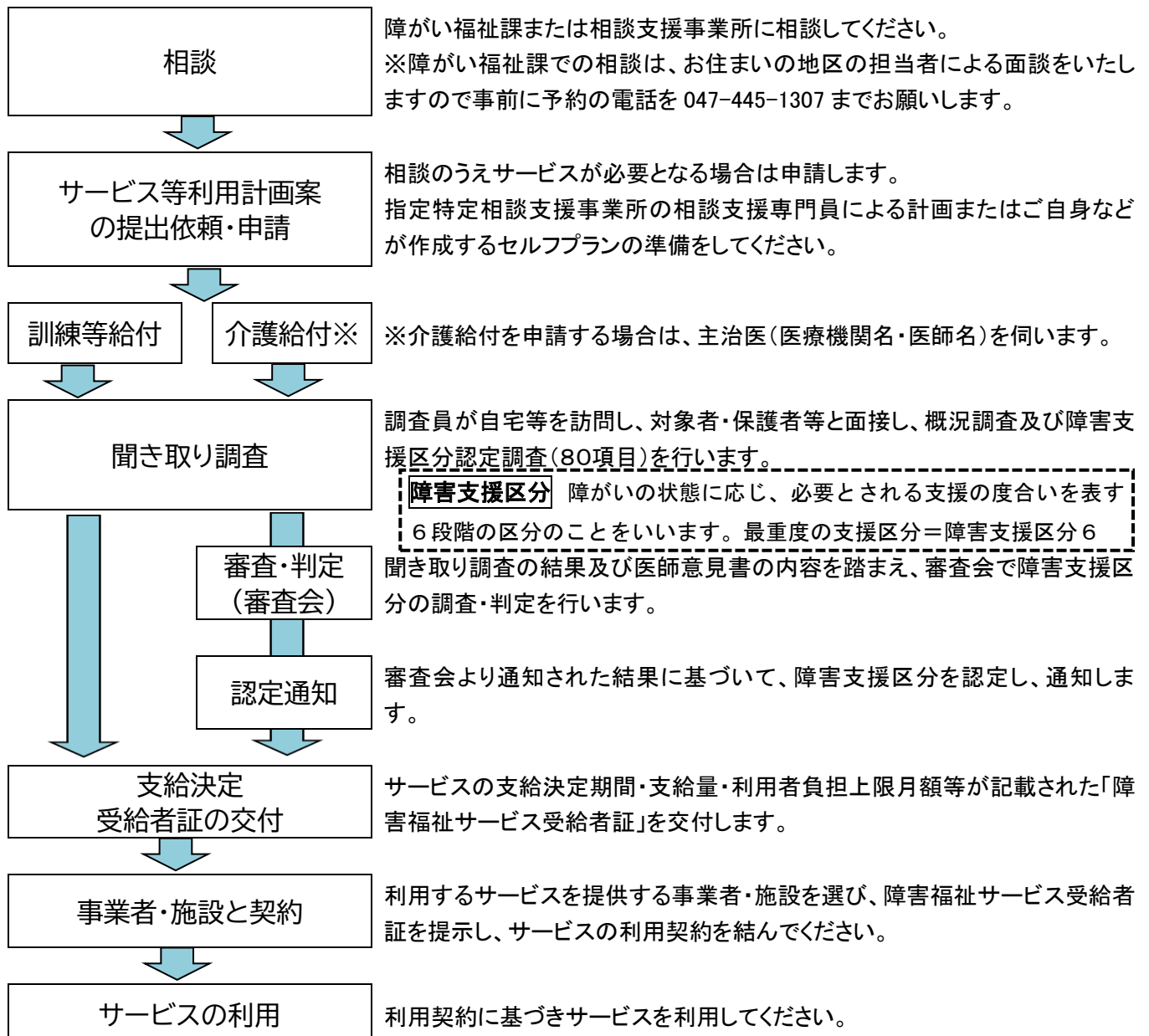
3 障害福祉サービス

利用の流れ

身 知 精 難

国で定めている障害福祉サービスは、①自立支援給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）と②地域生活支援事業（相談支援、意思疎通支援、移動支援、日常生活用具給付、地域活動支援センター等）の2つに大別されます。これらを利用した際に係る費用の一部助成を行います。

対象者	身体障がい、知的障がい、精神障がい、自立支援医療（精神通院）、難病のいずれかに該当する方等 ※介護保険サービスが利用できる方は、介護保険サービスの利用が優先となります。
窓 口	障がい福祉課（総合福祉保健センター2階） 電話 047-445-1307 FAX 047-443-2233（聴覚・言語障がい者専用） 委託相談支援事業所 なしねっと 電話 047-443-3408 基幹相談支援センターえがお 電話 047-401-6116



※障がい者施設に通うための交通費助成の制度もございます。詳細は P44 をご覧ください。

サービスの種類と対象者

障害福祉サービス(介護給付) 障がい程度が一定以上の方は、生活上必要な介護を受けることができます。

種類	内容	対象者
1 居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・通院等介助 ・通院等乗降介助 身 知 精 難	ご自宅にて次の①～④の支援を行います。 ①身体介護…入浴、排せつ及び食事等の介護 ②家事援助…調理、洗濯及び掃除等の家事 ③通院等介助…通院、官公署等への移動の介助 ④通院等乗降介助…車両への乗車又は降車の介助	区分1～6 
2 重度訪問介護 身 知 精 難	重度の肢体不自由者、その他の重度の障がいがあり、常時介護を必要とする方につき、ご自宅にて次の①～④の支援を行います。 ①入浴、排せつ及び食事等の介護 ②調理、洗濯及び掃除等の家事 ③外出時における移動中の介護 ④入院又は入所中の意思疎通支援	区分4～6 ・重度の肢体不自由の方 ・知的又は精神障がいで行動関連項目が10点以上の方
3 同行援護 身 難	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方につき、外出時において、同行し、移動に必要な情報を提供する(代筆、代読を含む)とともに、移動の援護等を行います。 	区分不要 ・視覚障がいの方
4 行動援護 知 精	知的又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている方につき、行動する際の危険を回避するための援護や外出支援を行います。	区分3～6 ・知的又は精神障がいで行動関連項目が10点以上の方
5 療養介護 身 難	医療と常時介護を必要とする方につき、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。	区分5～6 ・筋ジストロフィー又は重症心身障害者の方(区分5～6) ・人工呼吸器使用の方(区分6)
6 生活介護 身 知 精 難	常時介護を必要とする方につき、施設等において主に昼間に次の①～④の支援を行います。 ①入浴、排せつ及び食事等の介護 ②調理、洗濯及び掃除等の家事 ③創作的活動や生産活動の機会の提供 ④身体機能や生活能力の向上のために必要な援助	【通所の場合】 区分3～6 (50歳以上は区分2～6) 【施設入所の場合】 区分4～6 (50歳以上は区分3～6)
7 短期入所 身 知 精 難	ご自宅で介護を行うご家族等が病気や疲労の場合に、施設に短期間入所していただき、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	区分1～6
8 重度障害者等包括支援 身 知 精 難	常時介護を必要とし、意思疎通を図ることも難しい方につき、「居宅介護」、「生活介護」、「短期入所」、「共同生活援助」等複数のサービスを包括的にを行います。	区分6 ・重度の肢体不自由の方 ・知的又は精神障がいで行動関連項目が10点以上の方
9 施設入所支援 身 知 精 難	施設に入所する方につき、主に夜間に入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。	区分4～6 (50歳以上は区分3～6)

目次
1 制度一覧
2 障害者手帳
3 障害福祉サービス
4 補装具
5 日常生活用具
6 年金等
7 医療
8 税金、公共料金
9 交通機関
10 日常生活支援
11 障がい別支援
12 障がい別支援
13 就労支援
14 選挙
15 相談
16 施設
17 関係機関
18 シンボルマーク
19 マイナビ

障害福祉サービス(訓練等給付) 障がいがある方は、就労や身体機能回復のための訓練を受けることができます。

	種類	内容	対象者
1	自立訓練(機能訓練) 身 難	身体障がい又は難病の方につき、施設等又は自宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。 (標準利用期間1年6ヶ月)	地域生活を営むために、身体的リハビリテーションの継続が必要な方 など
2	自立訓練(生活訓練) 知 精	知的又は精神障がいの方につき、施設又は自宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。 (標準利用期間2年)	地域生活を営むために、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 など
3	宿泊型自立訓練 知 精	知的又は精神障がいがあり、日中一般就労や障害福祉サービスを利用している方につき、地域移行に向けて居住の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行います。 (標準利用期間2年)	上記「自立訓練(生活訓練)」の対象者のうち、一定期間、宿泊して家事等の生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
4	就労移行支援 身 知 精 難	一般企業等への就労を希望する65歳未満の方につき、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援を行います。 (標準利用期間2年)	単独では就労が困難なため、就労に必要な知識や技術の習得等の支援が必要な65歳未満の方 など
5	就労継続支援A型 身 知 精 難	一般企業等での就労が困難な方につき、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	・就労移行支援を利用したが、就労できなかった方 など ・就労経験があるが、年齢や体力的に就労が難しくなった方 など
6	就労継続支援B型 身 知 精 難	一般企業等での就労が困難な方につき、雇用契約に基づかない生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上や維持のための訓練を行います。	
7	就労定着支援 身 知 精 難	一般企業等に就職した後に生活面での課題が生じている方につき、就労継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や課題解決への相談、助言等のサポートを行います。 (標準利用期間3年)	就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護の利用後に一般企業等に就職し、就労期間が6か月を経過した方
8	自立生活援助 身 知 精 難	一人暮らしを行うための環境を整えるため、定期的に訪問(月2回以上)して食事、洗濯、掃除、公共料金、家賃、体調、通院等の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 (標準利用期間1年)	入所施設、グループホーム、精神科病院等から一人暮らしに移行した方 など
9	共同生活援助(グループホーム) 身 知 精 難	共同生活を営む住居(グループホーム)において、主に夜間に相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	原則65歳未満の方 ※障害支援区分の認定が必要です。

障害児通所支援

障がいのあるお子さんは、個々の発達を促すための療育を受けることができます。

種類	内容	対象者
1 児童発達支援 身 知 精 難	日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。 	未就学の障がい児
2 医療型児童発達支援 身 知 精 難	児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由がある障がい児
3 放課後等デイサービス 身 知 精 難	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。 	小、中、高等学校又は特別支援学校等に就学している障がい児
4 居宅訪問型児童発達支援 身 知 精 難	居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	重症心身障がい児などで、外出が著しく困難な障がい児
5 保育所等訪問支援 身 知 精 難	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育所等に通う障がい児

地域相談支援

障がい者施設、精神科病院等を退所する方の地域移行支援計画を作成し、地域定着の支援を行います。

種類	内容	対象者
地域移行支援 身 知 精 難	障がい者施設等に入所又は精神科病院に入院している方が地域生活へ移行するために、住居の確保等の相談や支援を行います。 (標準利用期間6か月)	障がい者施設、精神科病院等を退所して地域生活へ移行する方
地域定着支援 身 知 精 難	居宅にて単身生活する方につき、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に相談や支援を行います。 (標準利用期間1年)	居宅において単身又は家族と同居であっても緊急時の支援が見込めない方

計画相談支援・障害児相談支援

サービス利用者の利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。

種類	内容	対象者
1 計画相談支援 身 知 精 難	・サービス利用支援又は障害児支援利用援助 ご本人やご家族と面接の上、サービスの利用計画を作成します。また、関係機関との連絡調整を行います。 ・継続サービス利用支援又は継続障害児支援利用援助	介護給付、訓練等給付、地域相談支援のいずれかを利用する方(通常18歳以上)
2 障害児相談支援 身 知 精 難	サービス利用開始後に定期的に利用状況の検証及びサービス内容の見直し(モニタリング)を行います。 	障害児通所支援を利用する方(通常18歳未満)

目次
1 制度 概 覧
2 障害者手帳
3 障害福祉 サービス
4 補装具
5 日常生活 用具
6 手当、年金等
7 医療
8 税金、公共料金
9 交通機関、自動車
10 日常生活 支援
11 障がい別支援 視覚
12 障がい別支援 聴覚
13 就労支援
14 選挙
15 相談
16 施設
17 関係機関
18 シンボルマーク
19 マナーガイド

地域生活支援事業

余暇活動の支援、デイサービスや訪問入浴等の支援を受けることができます。

	種類	内容	対象者
1	移動支援事業 身 知 精 難	余暇活動、その他の外出が円滑にできるよう、同行して移動を支援します。 【支給量 最大月40時間まで】	一人での外出が困難な方で、障害福祉サービスの行動援護が非該当の方 ※身体障がい者については、全身性障がい・肢体不自由で一人での外出が困難な方 ※視覚障がい者については、同行援護の対象になっています。
2	日中一時支援 身 知 精 難	日中や日中活動後、放課後等の活動の場を提供し、家族の就労や一時的な休息を確保を見守りを行います。 【支給量 最大月31日まで】	身体、知的又は精神障がい、難病がある方
3	地域活動支援センター 身 知 精 難	機能訓練、創作活動等の機会の提供や、社会との交流等の促進を行います。 ※利用者負担額は無料	身体、知的又は精神障がい、難病がある方
4	ねたきり身体障がい者 児入浴サービス 身	自宅で入浴ができない方に、移動浴槽を持って訪問し、入浴サービスを提供します。 【1週間に付き2回まで】	身体障害者手帳所持者で、寝たきりのため常時介護を必要とする65歳未満の方

介護保険の要介護認定

障害福祉サービスや日常生活用具等の中には、介護保険と重複するものがあり、その場合、原則として介護保険が優先されます。そのため、65歳以上の方、または医療保険に加入している40歳以上65歳未満で特定疾病に該当する方は介護保険の認定申請が必要となります。

申請が必要な方	次のいずれかに該当し、障害福祉サービス受給中またはこれからサービスを受けたいとお考えの方 (1)65歳以上の方 (2)医療保険に加入している40歳以上65歳未満で次の特定疾病に該当する方 ○がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） ○関節リウマチ ○筋萎縮性側索硬化症 ○後縦靱帯骨化症 ○骨折を伴う骨粗鬆症 ○初老期における認知症 ○進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ○脊髄小脳変性症 ○脊柱管狭窄症 ○早老症 ○多系統萎縮症 ○脳血管疾患 ○閉塞性動脈硬化症 ○慢性閉塞性肺疾患 ○糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ○両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
窓 口	高齢者支援課（総合福祉保健センター2階） 電話 047-445-1380

サービスの利用者負担

・障害福祉サービス(介護給付、訓練等給付)、障害児通所支援

➡ 1割負担。最高でも「負担上限月額」までの負担となります。

本人の年齢		18歳以上	世帯の範囲	本人及び配偶者	
所得区分	世帯の市民税課税状況			負担割合	負担上限月額
一般2	市民税課税世帯(所得割 16 万円以上)			1割	37,200 円
	市民税課税世帯(所得割 16 万円未満、均等割のみ課税を含む) ※入所施設、グループホーム利用者				
一般1	市民税課税世帯(所得割 16 万円未満、均等割のみ課税を含む) ※入所施設、グループホーム利用者を除く			1割	9,300 円
低所得	市民税非課税世帯			負担なし	0 円
生活保護	生活保護世帯			負担なし	0 円

受給者証
(紫)

18 歳以上



本人の年齢		18歳未満	世帯の範囲	原則保護者の属する住民基本台帳での世帯	
所得区分	世帯の市民税課税状況			負担割合	負担上限月額
一般2	市民税課税世帯(所得割 28 万円以上)			1割	37,200 円
一般1	市民税課税世帯(所得割 28 万円未満、均等割のみ課税を含む)		入所施設	1割	9,300 円
			通所施設、居宅介護	1割	4,600 円
低所得	市民税非課税世帯			負担なし	0 円
生活保護	生活保護世帯			負担なし	0 円

受給者証
(ピンク)

18 歳未



就学前の障がい児の発達支援の無償化：満3歳になってから初めての4月1日から3年間は、下記のサービスの利用者負担が無料となります。(利用者負担以外の費用は支払いが必要、無償化にあたり新たな手続きは不要)

【対象サービス】児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
(福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設については、千葉県にお問い合わせください)

・地域相談支援、計画相談支援・障害児相談支援

➡ 利用者負担なし

受給者証
(紫)

受給者証
(ピンク)



・地域生活支援事業

➡ 1割負担。

受給者証
(黄)

本人の年齢	18歳以上	世帯の範囲	本人及び配偶者
本人の年齢	18歳未満	世帯の範囲	保護者の属する住民基本台帳での世帯

所得区分	世帯の市民税課税状況	負担割合	負担上限月額
一般	市民税課税世帯(所得割 28 万円以上)	1割	37,200 円
低所得	市民税非課税世帯	負担なし	0 円
生活保護	生活保護世帯	負担なし	0 円

目次
1 制度一覧
2 障害者手帳
3 障害福祉サービス
4 補装具
5 日常生活用具
6 手当、年金等
7 医療
8 税金、公共料金
9 交通機関
10 日常生活支援
11 障がい別支援
12 障がい別支援
13 就労支援
14 選挙
15 相談
16 施設
17 関係機関
18 シンボルマーク
19 マナーガイド